



資料編



1 改定の体制と経緯

(1) 体制

■草加市景観審議会 名簿

選出区分	氏名	選出団体・役職
学識経験者	押田 佳子	日本大学 理工学部まちづくり工学科准教授
	杉山 朗子	東北芸術工科大学 デザイン工学部及び芸術学部非常勤講師
	鈴木 隆	獨協大学 名誉教授
関係団体の代表者	塚本 雅廣	草加商工会議所 常議員
	船戸 良一	埼玉県建築士事務所協会 越谷南支部 草加部会部会員
	村上 昌巳	埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉東支部 専務理事
公募による市民	白井 章仁	公募

■審議会の様子



(2) 経緯

■経緯

年度	事柄
平成19年度	草加市景観計画策定
・	
・	
・	
平成29年度	「景観に関するアンケート調査」実施 H30.2 第2回草加市景観審議会 H 30.3.26 市民アンケートの結果報告、草加市景観計画改定の今後のスケジュールについて報告
平成30年度	景観計画の改定に向けた調査実施（現況調査） 第1回草加市景観審議会 H 30.11.9 草加市景観計画改定の現状について報告（アンケート・現地調査を基にした計画骨子案について） 第2回草加市景観審議会 H 31.2.5 草加市景観計画改定の素案について報告（地区別方針、届出対象行為、色彩基準などについて） 第3回草加市景観審議会 H 31.3.22 草加市景観計画改定の素案について報告（重点地区、行動計画などについて）
令和元年度	事業者に対する景観アンケート実施 R1.12～R2.1 「身近な景観づくり 講演会&ワークショップ」実施 R1.12.19、R2.1.23
令和2年度	第1回草加市景観審議会 R2.8.4 草加市景観計画改定の素案について報告（市民ワークショップ及び事業者アンケートの結果、行動計画などについて） パブリックコメント実施 R2.10.5～11.5 第1回都市計画審議会 R2.11.13 草加市景観計画改定について諮問 第2回草加市景観審議会 R2.11.26 草加市景観計画改定について諮問

2 市民アンケートの結果

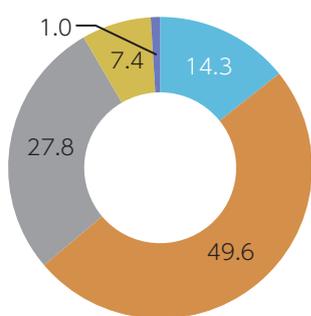
景観計画を改定するにあたり、市民の景観に関する意識などを把握するために、「景観に関する市民アンケート調査」を実施しました。

■調査の概要

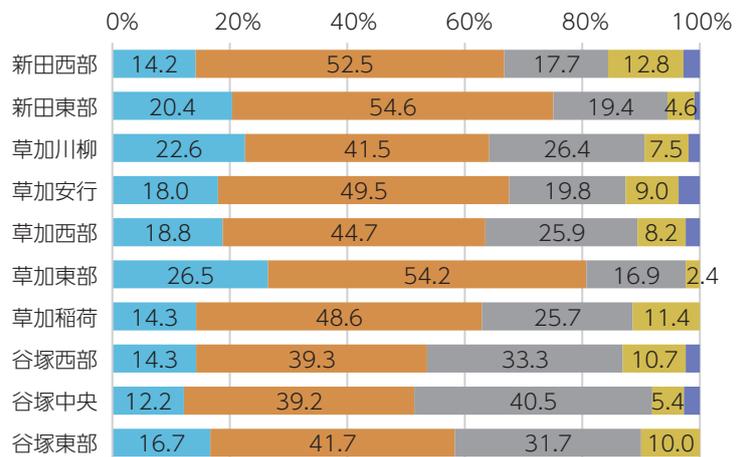
実施期間	2018年2月9日～2月26日
調査対象	無作為抽出した18歳以上の市民3,000人
調査方法	郵送によるアンケート調査票の配布と回収（WEBでの回答も可）
回収数・回収率	839票（うちWEBでの回答133票）（回収率：28.0%）

●草加市の景観に対する誇りや愛着

- 「誇りや愛着を感じている」は、63%以上に上っています。
- 地域別では、草加東部地区、新田東部地区が比較的高くなっています。



- 誇りや愛着を大いに感じる
- 誇りや愛着を少し感じる
- 誇りや愛着をあまり感じない
- 誇りや愛着は感じない
- 無回答



●満足度が高いと感じる景観、満足度が低いと感じる景観

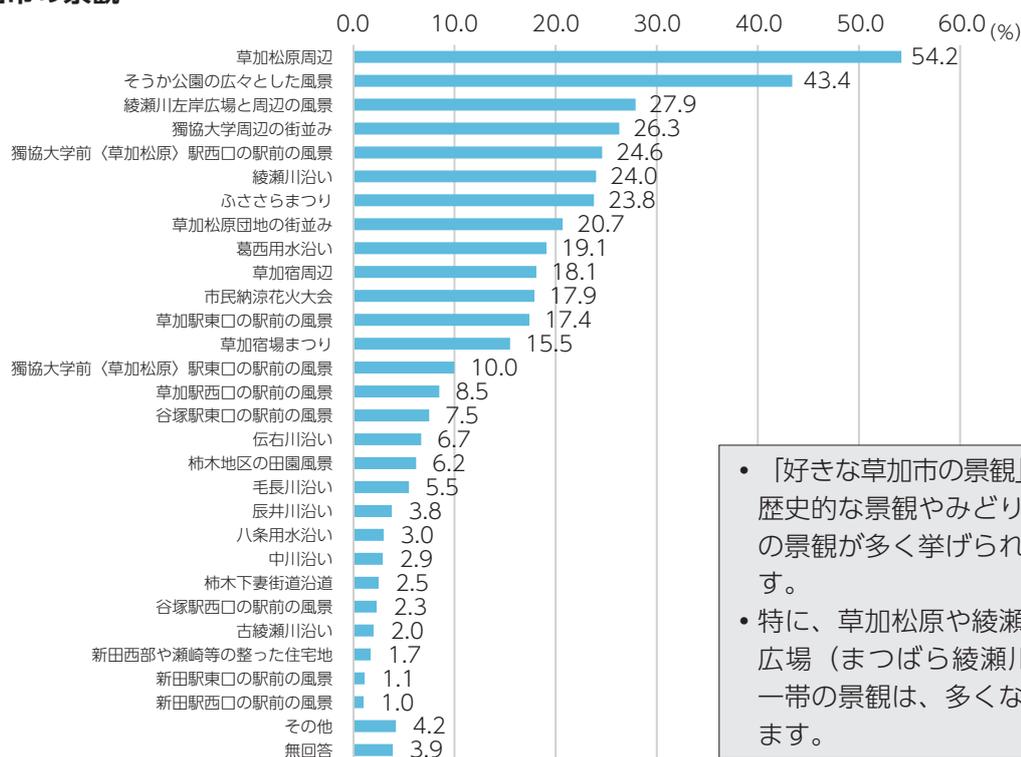
	満足度が高い景観	満足度が低い景観
第1位	草加松原、寺社などの歴史・文化に根ざした景観 76.5%	工業団地などの街並み 45.1%
第2位	お祭りや地域行事などの景観 64.8%	農地などの景観 43.0%
第3位	大規模な住宅団地の街並み 64.2%	幹線道路沿いの街並み 42.9%

- 「満足度が高いと感じる景観」は、草加市の歴史・文化が感じられる景観が高くなっています。
- 「改善したと思う景観」は、公園の整備や団地の建て替えが進んだことが評価されていることがうかがえます。
- 「満足度が低いと感じる景観」と「悪化したと思う景観」は、順位は異なりますが、いずれも「工業団地」「農地」「幹線道路沿道」が挙げられています。

●ここ10年間で改善したと思う景観、悪化したと思う景観

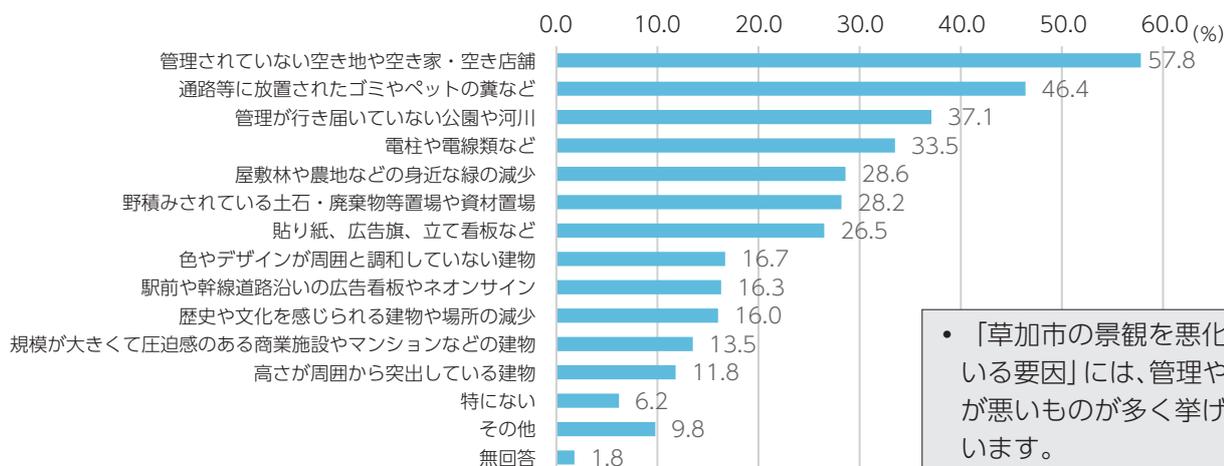
	改善したと思う景観	悪化したと思う景観
第1位	草加松原、寺社などの歴史・文化に根ざした景観 81.6%	農地などの景観 29.9%
第2位	公園や広場などの景観 74.3%	工業団地などの街並み 24.2%
第3位	大規模な住宅団地の街並み 72.3%	幹線道路沿いの街並み 21.6%

●好きな草加市の景観



- ・「好きな草加市の景観」には、歴史的な景観やみどりと水辺の景観が多く挙げられています。
- ・特に、草加松原や綾瀬川左岸広場(まつばら綾瀬川公園) 一帯の景観は、多くなっています。

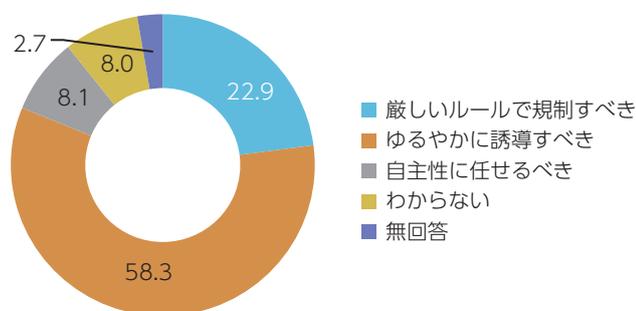
●草加市の景観を悪化させている要因



- ・「草加市の景観を悪化させている要因」には、管理やマナーが悪いものが多く挙げられています。

●景観を守るために望ましいルールのあるあり方

- ・80%以上の回答者が、景観を守るための何らかのルールや仕組みが必要であると考えています。



●建物の色彩以外でルール化したほうがよいもの

第1位	敷地の緑化	51.0%
第2位	建物の配置	42.1%
第3位	屋外広告物の設置場所	36.5%

- ・多くの人が敷地の緑化や建物の配置についてルール化したほうが良いと回答しています。

3 事業者アンケートの結果

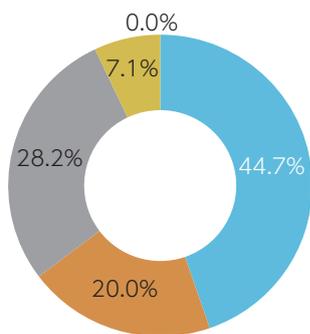
景観計画を改定するにあたり、事業者に見直し事項の妥当性などを把握し、検討資料とするために、「景観アンケート」を実施しました。

アンケートは、特に景観形成基準・色彩基準見直しの妥当性、景観法・景観条例に基づく現行の届出対象行為の有効性及び景観づくり行動計画に位置付けるべき事業者の景観づくりに関する取り組みのアイデアなどについて意見を聴取しました。

■調査の概要

実施期間	2019年12月20日～2020年1月17日
調査対象	平成28年度から平成30年度に、草加市景観計画に基づく届出を行った事業者243事業所（一つの法人であっても、事業所の所在地ごとに発送）
調査方法	郵送によるアンケート調査票の配布と回収
回収数	85事業所（回収率：35.0%）

●景観計画に基づく現行の届出制度の有効性について

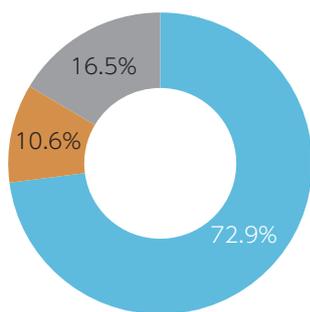


- ①現行のまま、AとBの両方の届出でも良い
- ②AとB両方の届出はあっても良いが、Bについては届出を求める地区を絞ってほしい
- ③Aのみの届出にしてほしい
- ④Aのみの届出にし、かつ面積要件を緩和してほしい
- ⑤その他

A.建築面積500㎡、または高さ10mを超える建築物の建築等
B.床面積10㎡を超える建築物の建築等

・届出制度については、現行のままとする意見が最も多くなっています。

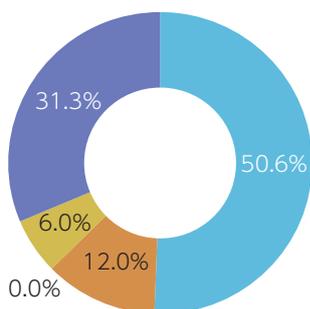
●風土色（色彩基準）の見直しについて



- ①そのまま残しても良い
- ②残した方が良いが、色については変更してほしい
- ③廃止しても良い

・風土色（色彩基準）は、現行のままとする意見が最も多くなっています。

●風土色（色彩基準）の無彩色の見直しについて

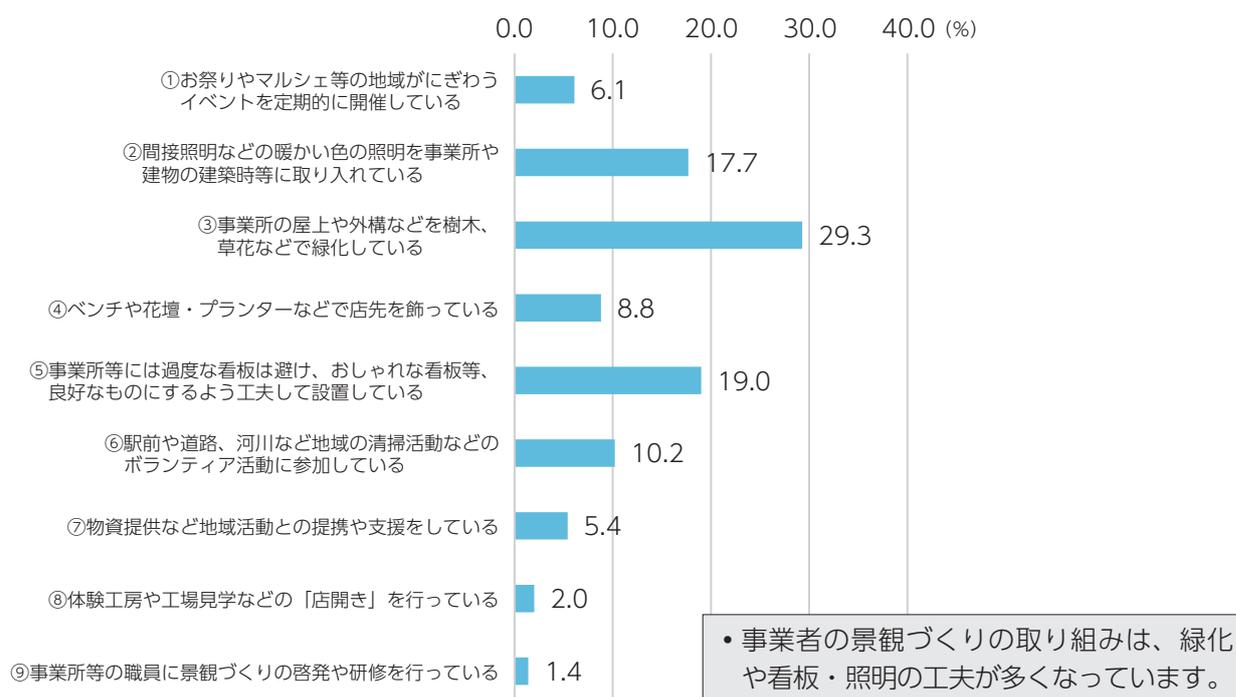


- ①見直しは行わず現行のままで良い
- ②AとBの両方の使用を制限しても良い
- ③Aのみ使用を制限しても良い
- ④Bのみ使用を制限しても良い
- ⑤わからない

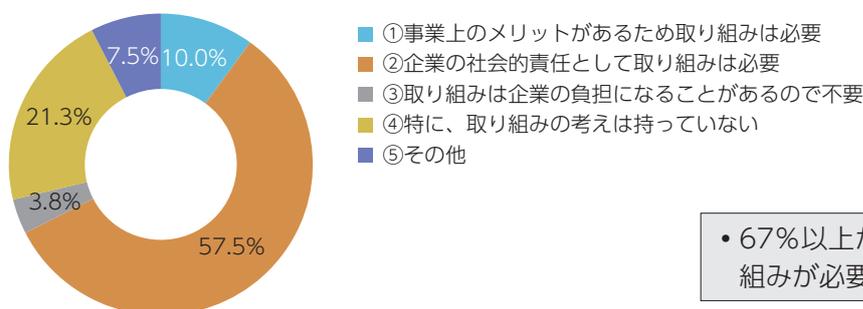
※A、Bの無彩色とは
A：N8.75～9.5
B：N0.5～3.75

・風土色（色彩基準）の無彩色は、現行のままとする意見が最も多くなっています。

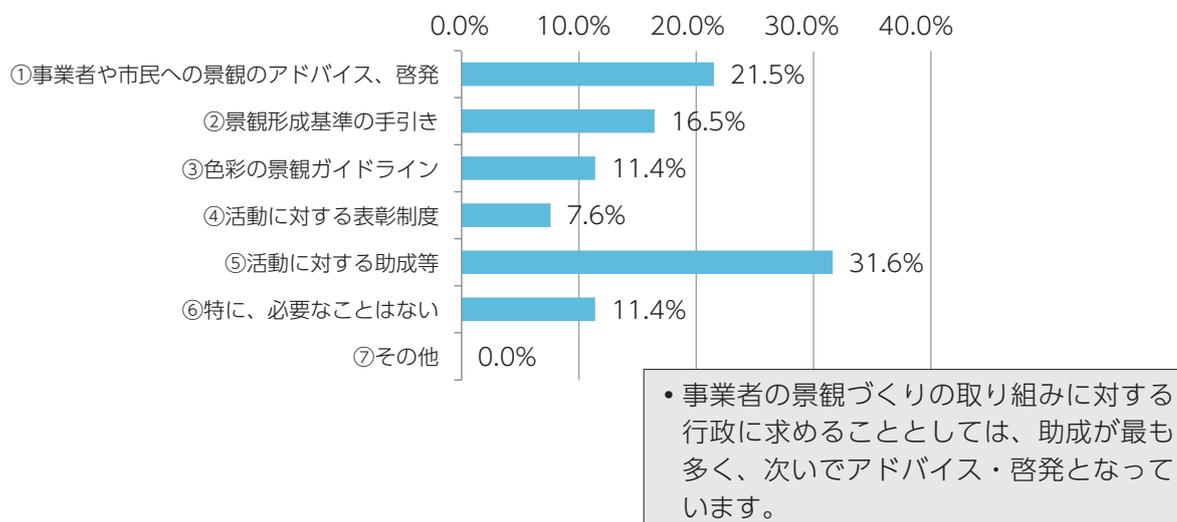
●事業者の景観づくりの取り組みとして、行っている、行いたい取り組みについて



●事業者の景観づくりの取り組みに対する考え方について



●事業者が景観づくりを進める上で、行政に求めること



4 「身近な景観づくり 講演&ワークショップ」の結果

景観計画を改定するにあたり、市民の意見や意向を反映するとともに、景観づくりを身近に感じていただくことを目的として、「身近な景観づくり 講演&ワークショップ」を2回開催しました。

第1回目は、地区別景観づくりの方針に反映するために、地区の身近な景観資源に対する意見をいただきました。第2回目は、身近な景観づくりの行動計画に反映するために、景観づくりのために自ら、またはグループで取り組む内容やアイデアなどについて意見をいただきました。各回とも、講演会とワークショップという構成で実施しました。

■開催概要

日時/場所	内容	参加者
第1回 2019年 12月19日(木) 18:30~20:30 谷塚文化センター 第1・2学習室	講演：景観って何？ ～身近な生活環境から考える～ 講師：野中勝利（筑波大学教授 都市デザイン） ワークショップ： 「自分だけが知っている地区の景観について」	22名
第2回 2020年 1月23日(木) 18:30~20:30 谷塚文化センター 第1・2学習室	講演：自らできる景観づくり ～身近な居住環境から考えてみる～ 講師：野中勝利（筑波大学教授 都市デザイン） ワークショップ： 「自らできる景観づくりに関連する取り組みについて」	26名

(1) 第1回ワークショップの結果

① 講演

はじめに、野中勝利教授（筑波大学）によって、「景観って何？ 身近な居住環境から考えてみる」と題して講演をしていただきました。



■ 講演内容の要旨

- 景観というと、旅行で訪れるような名所や、有名なところを思い浮かべるかもしれませんが。しかし、こうした美観や風致、あるいは自然が織りなす「自然景」だけでなく、ありふれた身の回りの風景や景観にも、何らかの意図や意味があり、時間をかけてつくられた景観は様々な表情を見せます。
- このような見慣れた風景や身近な生活環境を「生活景」と呼んでいます。そして、こうした普段着の日常的な景観も、まちにとってはとても大切なものです。
- この生活景は、その地域で生活する方々のまちに対する意識そのものが表れてきます。このため、身近な景観をつくりだしていくのは、地域にお住まいの方一人ひとりであると言えます。
- 例えば、自宅の庭に植えられたシンボルツリー、電車の車窓から見えるガーデニング、柵のない昔ながらの水路には、その背後に、そこで暮らす方々のまちや生活に対する意識や考え方、行動を感じ取ることができます。または、おしゃれをしてまちに出かけることも、生活景をつくり出す大切な行動です。
- 「景観十年、風景百年、風土千年」と言います。景観は十年単位でできあがるもので、同じ場所でも、時間や気候によっても景観は異なってきます。また、その場所の生活者と、その場所を訪れた人との目線でも異なってきます。
- 景観は、みんなが等しく平等に享受できる財産です。また、景観には経済的な価値があると同時に、一度失われると元の姿に戻らないという性質があります。このため、この先もずっと残るとい担保はないので、大事だと思うのであれば、それらの景観を残す手立てを予め考えておく必要があります。
- そこに生活する人たちの姿や姿勢、考え方が、鑑のようにまちの景観として生まれてくるものです。そのため、まちの景観は、暮らす人たちの意識や行動にかかわっています。
- つまるところ、「良好な景観」とは、私たち自身が『暮らしやすい、居心地の良い環境をつくる』ということです。

②ワークショップにおける意見の内容

以下の要領で、4班に分かれてディスカッションしました。

第1回の概要

テーマ **自分だけが知っている地区の景観について**

自分が住んでいる地区には、どのような景観があるか。自分だけが知っている良い（好き）、又は悪い（嫌い）と感じる景観を考える。

- 自分が住んでいる地区にどのような景観がありますか？
 - 良い（好きな）景観
 - 悪い（嫌いな）景観
- 他の地区にどのような景観がありますか？
 - 良い（好きな）景観
 - 悪い（嫌いな）景観

ワークショップ風景

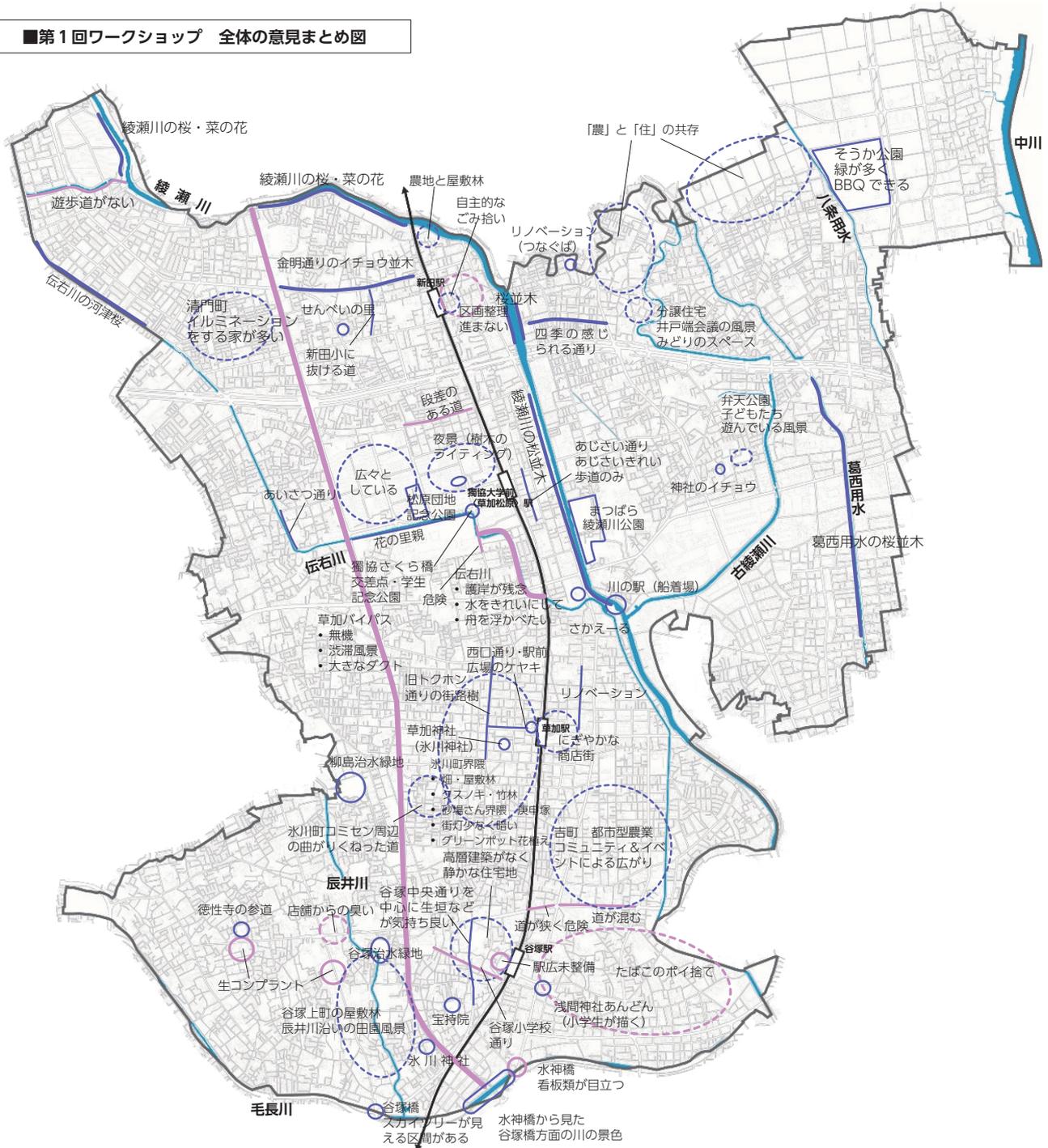


■ワークショップ 意見概要

良い、好きな景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 囲いのない畑はみどりが周りから見える ● プランターで花植え（新田小に抜ける道） ● 蓋がけ水路に花やみどりがあって楽しく歩ける ● 綾瀬川の桜並木や菜の花 ● 近くの花があるとほっとする 会話もできる ● 金明通りのイチヨウ並木 ● 伝右川沿いの河津桜 ● 新田コミセン近くの農地と屋敷林のある一帯 ● 綾瀬川の松並木 ● 松原団地記念公園 ● そうか公園 緑が多く、バーベキューできる ● 北谷町のあいさつ通り ● 手作りのプランター ● 農家のみどりが見えるようにしたい ● テーマのあるみどりをつくるとよい ● 松原団地跡は広々としている ● せんべいの里（金明町） ● イルミネーションをする家が多い（清門町） ● 新田駅東口地域の自主的なごみ拾い ● あじさい通り ● 四季の感じられる通り ● 綾瀬川の桜 ● 「農」と「住」の共存 ● 近所の家々で花壇や鉢物があり、季節感がある ● リノベーションまちづくり ● 伝右川の水をきれいにし、舟を浮かべたい ● 葛西用水の景観、桜並木 ● 「人」と「人」が繋がっている景観 ● 井戸端会議をしている風景 ● 近くの弁天公園で子どもたちが遊んでいる風景 ● 浅間神社のあんどん ● 氷川吉町 都市型農業 ● 畑＋農園（体験）（貸農園） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧トクホン通りの街路樹（氷川町）ヤマモモの木とオオムラサキツツジの景観 ● 氷川町界隈の畑・屋敷林、氷川町内の屋敷林クスノキの大木と竹林 ● 氷川西部町会のグリーンポットの花植え活動 ● 綾瀬川左岸公園 ● 伝右川に近い神社内に咲くロウバイ ● 伝右川 春から秋への鯉と亀の生態 桜並木 ● 空が大きい（都内と比べて） ● 松原並木 旧日光街道松並木 ● 草加駅西口駅前通りのケヤキ並木、草加駅西口駅前広場のケヤキの大木 ● 葛西用水の桜並木 ● 獨協さくら橋交差点の学生さんたち ● 氷川町 砂場さん界隈 庚申塚など ● にぎやかな商店街 西友西となり ● レストラン（イタリアン） ● 氷川町コミセン周辺の曲がりくねった道 ● 松原団地の夜景（樹木へのライティングなど） ● 辰井川沿い治水緑地 ● 辰井川沿いの田園風景 ● 水神橋から見た谷塚橋方面の川の景色 ● 上谷塚の屋敷林 ● 道路（歩道）に花が植えてある 瀬崎 ● 徳性寺の参道と本堂 ● 氷川神社、宝持院、小学校等 ● 谷塚駅西口地区は高層建物がほとんどなく住宅地が静かな落ち着きがある ● ベンチのある小さな歩道 ● 谷塚本町2丁目 ● 駅前に季節によって現われる電飾（明るい） ● 谷塚中央通りを中心に気持ちよく感じる ● 谷塚橋を安行街道を沿って南へ下る際、東京スカイツリーがよく眺められる
悪い、嫌いな景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 一の橋放水路は散策路などがあればよかった ● 伝右川の護岸 ● ごみの集積場所（古い住宅地でない） ● ごみを見せないボックスなどの工夫 ● 歩道内にある車止めは不要（夜は危険） ● 栄中学校近くの道路の段差 ● 歩道に車が乗り上げるルールが必要 ● 谷塚 旧4号と県道の交差点から道が細い。 ● 電柱（茶色）なのにカーブミラーがオレンジ ● 家の近くの下水道の蓋が古くて凹凸している。 ● 駅前の駐車場（新田）駅前の景観を大切に ● 生活ごみの集積場所の景観 ● 夜 街灯の間隔が広く、暗く感じる ● 伝右川 護岸が鉄板で施工されている ● 草加バイパス 無機質な雰囲気 ● 市内全般の道路のたばこのポイ捨て ● 飲食店での呼び込み ● マンションの間の路地 ● 空き家 	<ul style="list-style-type: none"> ● 氷川町 街灯が少なく暗い ● 東武鉄道高架下の夜暗く寂しい ● 新田駅東口の区画整理 ● 工場の煙（臭い） ● バイパス沿いの店の大きなダクト ● 店舗の臭い ● 生コンプラント ● 東京と埼玉の境 毛長川にかかる水神橋を東京方面より見た場合、看板類が目立つ ● ごみ置き場 ● 指定の曜日以外の日に置いてある ● 西新田地区 ほこりっぽい街区 ● 駅の東西両側にある喫煙コーナー ● 草加バイパスを先頭にした車の渋滞風景 ● 谷塚駅西口駅前広場は未整備 ● 谷塚小学校通りは歩道が狭く危ない ● 道路がすごく混む
他都市	<ul style="list-style-type: none"> ● 安行の植物見本園は参考になる ● 安行吉蔵 バラを植えている家がある ● 舎人親水公園のようなものをつくる ● 伊興町の水路は参考になる ● 白岡市の新白岡ニュータウン 全戸生垣（2段）が防犯のためにつくられている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 吉川市の電柱のないまちなみ 広く感じられる ● 川口安行方面 興禅院周りの里山風景 ● 東川口のけやき通り ● 田園風景にガードレールがない

■ワークショップ 意見まとめ

■第1回ワークショップ 全体の意見まとめ図



良い景観
好きな景観

- ・畑や農園
- ・ベンチのある小さな歩道
- ・グリーンポットの設置街路
- ・駅前には季節によって現れる電飾
- ・歩道にある花（瀬崎）
- ・イタリアンレストラン

悪い景観
嫌いな景観

- ・ごみの集積所
- ・電柱が茶色でも、カーブミラーがオレンジ
- ・たばこのポイ捨て
- ・東武鉄道の高架下が夜暗く寂しい
- ・空き家
- ・歩道内にある車止め
- ・下水道の蓋が凹凸
- ・マンションの間の路地

(2) 第2回ワークショップの結果

① 講演

はじめに、野中勝利教授（筑波大学）によって、「自らできる景観づくり 身近な居住環境から考えてみる」と題して講演をしていただきました。



■ 講演内容の要旨

- 身近な居住環境をつくっていく主体は、生活者である私たちです。
- まちの中で挨拶が行われるという、社交性がある環境をつくっていくということも身近な景観づくりになります。景観づくりとは、私たちが身の回りの生活のなかでできる、ほんの小さな行動も含んだものなのです。
- 景観というのは単なる見た目、視界に入るものだけではなくて、何を感じるのか、どういう行動をするのかという身体性も含めて、いわゆる風景というものをつくり出しています。
- 挨拶が交わされる風景は、第三者から見ても良いものでしょう。まちの景観には、そのまちのご近所の底力が現れているのです。これを3つの事例で紹介します。

1 <まちの表情>

- 表札や暖簾、和傘、行燈などは、まちの表情をつくっているだけでなく、これらを出す行為に対して共感と理解があって成り立ちます。

2 <アーバンガーデニング>

- まちの中でガーデニングを行うことをアーバンガーデニングと呼んでいます。ガーデニングは、通りを歩く人達の目を楽しませるだけでなく、暮らしやすさや、豊かな居住環境をつくっていくことにもつながっていきます。
- オープンガーデンの取り組みは、そこを訪れる人と住まう方との間に会話が生まれ、交流も促します。

3 <まちのしつらえ>

- 福井の小浜では“がったり”、宮崎では“ばんこ”、徳島県では“店づくり”と呼んでいる雨戸があります。雨戸を上下に開ける建築様式ですが、下に下げたところがベンチになります。このようなしつらえなので、通りがかった近隣の人達と挨拶したり会話をしたりすることができます。
- まち中にベンチがあると、高齢者が一人でまちの中を歩くということが不安になります。こうしたちょっと座れる場所を用意することによって、交流が生まれます。
- 路地は昔から、近所との付き合いが生まれるだけの仕掛けがあります。

②ワークショップにおける意見の内容

以下の要領で、4班に分かれてディスカッションしました。

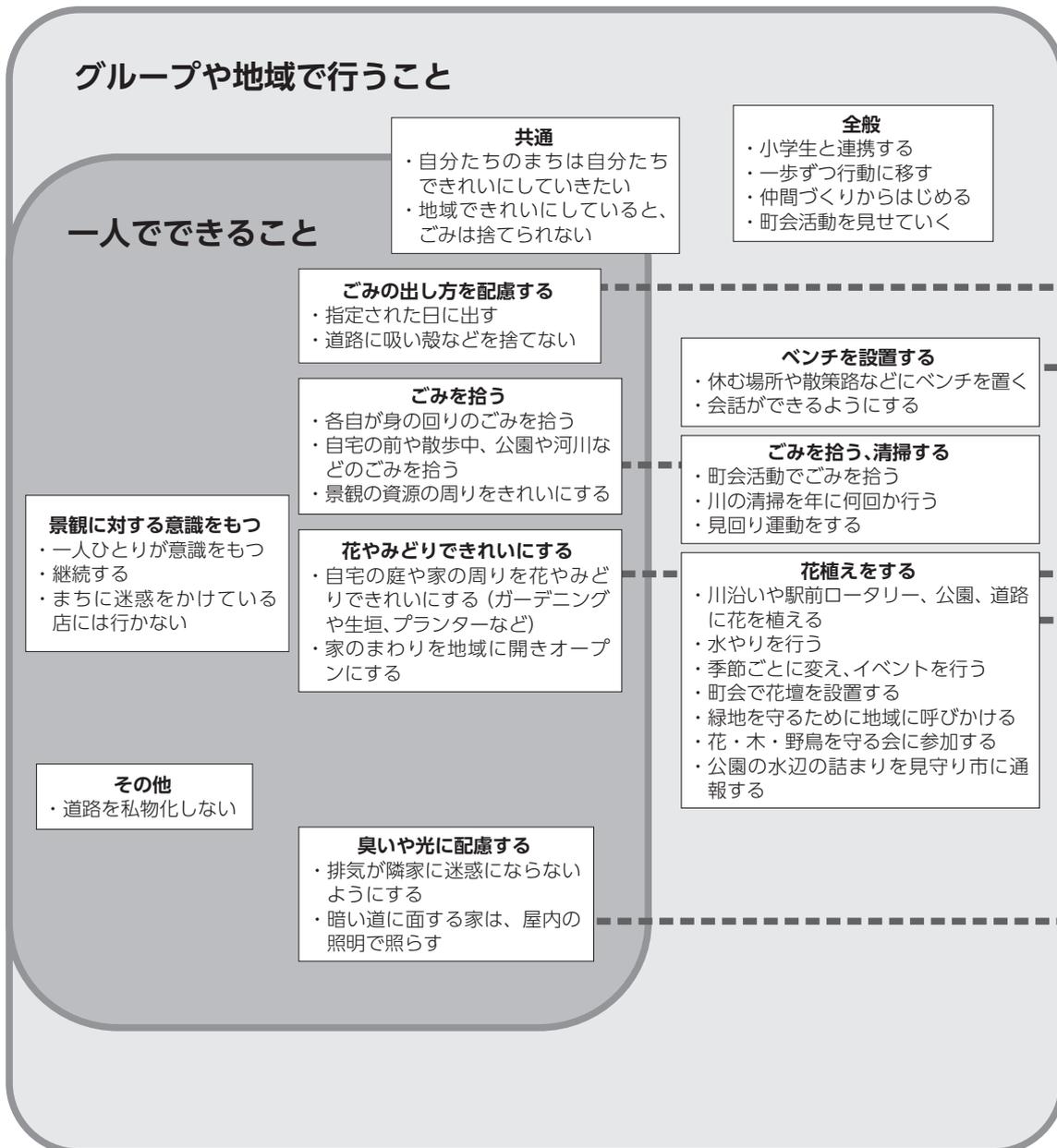
第2回の概要

テーマ **自らできる景観づくりに関連する取り組みについて**

特徴的な景観とともに、日常生活において目にする景色や人々の光景を思い描き、これらの良い・好きな景観を守り・育て・創るために、また悪い・嫌いな景観を改め・なくすためにはどうすれば良いか考える。

- 一人でできること
- グループでできること
- 事業者や行政に協力してほしいこと

■ワークショップ 意見まとめ



ワークショップ風景



市や事業者に協力してほしいこと

団体づくりを支援する

- ・グループを動かす仕組みづくり
- ・活動と活動をつなぐ

環境美化や空き家対策

- ・ごみの収集場所を景観に配慮する
- ・空き家対策

道路を整備する

- ・通過交通ではなく地域コミュニティが生まれる道路を整備する
- ・渋滞を減らすための整備をする
- ・無電柱化を促進する
- ・側溝の整備や蓋かけ水路を整備する

休憩場所を整備する

- ・休憩場所をつくる
- ・公共用地を民間に開く

みどり活動を支援する

- ・花いっぱい運動の支援
- ・花壇の管理で使用する道具を入れる倉庫をつくる（場所、費用）
- ・苗木や用具を配布する
- ・散水栓を確保する

みどりを管理する

- ・プランターではなく植栽柵にする
- ・草取りは行政がリードする

意見聴取・参加の場をつくる

- ・松原団地記念公園周辺の整備において、関係者が意見交換する中で、みどり空間を創出する

情報の発信や周知を図る

- ・文化財を知ってもらう
- ・文化財への道しるべを改善する
- ・歴史・文化・伝統を掘り起こす
- ・駅で草加松原をアナウンスする
- ・町内の通りに名称を表示する

規制や誘導を行う

- ・臭いに対する対策や規制を行う
- ・スモーカーエリアの煙対策を実施
- ・自動販売機の数減らす
- ・マンション開発に対して公園の設置を条件とする
- ・ブロック塀の高さ制限を定める
- ・地区計画で定める

理念をもつ

- ・長期ビジョンをもつ
- ・自然災害から景観を考える

その他

- ・図書館のエクステリア関連書籍の充実を図る
- ・壁面の絵の保存

5 用語の解説

あ行

アクセントカラー (景観形成基準内)	面積のバランスという観点から、全体の色調に変化をつけたり、他の色を引き立てたりする役割をもつ色のこと。「強調色」ともいう。
ウォーカブル (P33,133,139)	「歩く」の“walk”と「～できる」の“able”を組み合わせで作られた「歩くことができる、歩きやすい」という意味で、地域環境の歩きやすさを表す概念。 国土交通省でも、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）」による新制度を令和2年9月7日に開始することにあわせて、市町村の、まちなかにおける交流・滞在空間の創出の支援を行うことで、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進し、ウォーカブルなまちなかの形成を推進している。
屋外広告物条例 (P117,120,122,123,136)	良好な景観の形成と風致の維持、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示、設置、維持及び屋外広告業について、必要な規制の基準を定めた条例。草加市は埼玉県の条例の適用を受けている。
エリアマネジメント (P131,134)	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者等による主体的な活動のこと。また、本計画では地域の特色や実情に合わせた地域に愛される公園・広場を実現するため、公園・広場のあり方について、「地域ごとに市と地域の方々がともに考える。」という意味も含む。
オーニング (P106,107)	建物の外側に設置して、日差しの調節や雨除けの機能をもつ可動式のテント。
オープンスペース (P23,25,28,29,47,51,77,109,124など)	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

か行

開発条例 (P122,123)	草加市には、「草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」がある。これは、開発事業等に関する手続及び基準並びに周辺生活環境に影響を及ぼすおそれのある土地利用に係る紛争の予防と調整を図るため必要な事項を定めることにより、市民、事業者、市が一体となって、地域の特性に応じた良好な市街地の整備と安全で快適なまちづくりに寄与することを目的として、平成17年3月に制定されたもの。
景観行政団体 (P5,6)	景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体のこと。政令指定都市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県との協議により景観行政団体となる。草加市は平成17年に景観行政団体に移行した。

景観協定 (P123,136,159)	建築や緑化、照明、屋外広告物等についてのきめ細かなルールを住民の皆さんが自ら取り決め、互いに守りあっていくことで、地域のより良い景観の維持・増進に役立つ、自主的な規制を行うことができる制度。
景観計画 (草加市景観計画)	草加市が景観法第8条に基づき策定する景観計画。本計画は、草加市における景観形成の目標・基本方針と景観法の諸制度を活用した施策を示した「景観形成に関する総合的な計画」。
景観計画区域 (P8,9,16,22,80)	景観計画で定められた区域で、景観計画の対象となる区域のこと。
景観重要建造物 (P9,114,122)	景観法第19条に規定され、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物。
景観重要公共施設 (P9,115,116,122)	景観法第8条に規定され、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園などに係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定めるもの。
景観重要樹木 (P9,114,122)	景観法第28条に規定され、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木。
景観条例 (草加市景観条例) (P6,120,123,130,131,133,159,168)	草加市の良好な景観づくりに向けた施策を推進するために必要な事項を定めるとともに、景観法の規定に基づく手続等に関して必要な事項を定めるほか、市民、事業者及び市の協働によって魅力的なまちなみ景観を創造することを目的とした条例。
景観づくり地区 (P130,133,159)	草加市景観条例に基づき、一定の地区内の住民等が地区内の良好な景観づくりの推進を目的として設置した団体（地区景観づくり協議会）が活動の対象とする地区で、景観づくりを推進する必要があると認め市長が指定する地区のこと。
景観整備機構 (P122)	景観法第92条に基づいて、事業者、市民活動組織、地域住民と行政との協働による景観の保全・整備の一層の推進を図るために、市民のみなさんの主体的な景観まちづくりを支援する組織。
景観法 (P5,6,8,80,115,120,122,123,136,168など)	平成16年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。景観法では、都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国などの責務を定めるとともに、良好な景観の形成のための規制や総合的な支援等の措置を講じている。
建築協定 (P123,159)	良好な住宅地の環境や商店街としての利便性を維持するために、当該住民全員の同意で、地域住民の要望に沿った敷地規模・高さ・用途・デザインなどの基準を設けるための協定。
コミュニティ (P5,57,121,141,149,150,151)	居住地域を同じくし、利害をともしする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。

コミュニティプラン (P129,131,132,136,141)	草加市都市計画マスタープランに掲げるまちの将来像を実現していくために、町会のコミュニティブロック単位で市民・市民団体・事業者などが連携して、どのようなまちづくりに取り組むべきかを詳細にまとめたプラン。
コミュニティブロック (P5,8,34,76,131)	草加市では、市内の町会・自治会を地域ごとに10のブロックに分けたもの。

さ行

市街化区域・市街化調整区域 (P15,44,46,127)	市街化区域は、都市計画法に基づく都市計画区域内で、既に市街化を形成している区域、及び、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。 市街化調整区域は、都市計画区域内で市街化を抑制すべき区域のこと。
CI (P84,97,101,104,107,110)	corporate identityの略。企業などの経営戦略の一つで、シンボルマーク、シンボルカラー、文字デザインなどの視覚的手段によって企業イメージをアピールする。
生産緑地 (P124,126)	良好な都市環境の形成や災害時の避難地として貴重な役割をもつ市街地の農地を保全するため、「都市計画法」に基づく地域地区として指定を受けた農地のこと。固定資産税を軽減する一方、基本的には一定期間農地として保全する義務がある。
生物多様性 (P125,126)	生態系または地球全体に多様な生物が存在していること。
草加市都市計画マスタープラン (P5,6,7,22,33,133,157)	長期的な視点に立ってまちの将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を、市民に分かりやすい形で明らかにする計画。個別の事業や取り組みを行う際に、この計画を基にして、まちづくりの観点から分野別・空間利用の調整を行う。平成29年の改定では、激変する社会経済環境に対応するためのまちづくりの総合的な計画とし、「まちづくりの基本となる計画 草加市都市計画マスタープラン2017-2035」と名称を変更した。
草加市みどりの基本計画 (P6,124,126,127)	都市緑地法に基づき草加市がみどりのまちづくりについての将来の姿を描き、それを実現するための緑地の適正な保全や公園・広場の整備、緑化の推進などの方策を示す計画。
草加市みんなでまちづくり自治基本条例 (P120,130)	草加市の市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民・市議会・市の三者の関係やそれぞれの役割と責務を定めた条例であり、平成16年6月に制定した。

た行

第二次草加市環境基本計画 (P6)	「草加市環境基本条例」第8条に基づき、環境に関する草加市の施策の方向を示すとともに、市民・事業者・市の環境保全のための取り組みの指針となる計画で、平成28年度に策定された。
-----------------------------	--

第四次草加市総合振興計画 (P5,6)	将来の草加市をどのようなまちにしていくのかを示す「まちづくりの指針」となる計画で、平成27年度に策定された。
地区景観づくり協議会 (P130,131,137)	草加市景観条例に基づき、一定の地区内の住民等が地区内の良好な景観づくりの推進を目的として設置した団体。
地区計画 (P15,39,50,123,135,159,177)	住民参加のまちづくりをめざす都市計画の制度で、地区の実情に応じて、公共施設、建築物、土地利用に関する事項を総合的にまちづくりのルールとして定める計画。
デジタルサイネージ (P60)	ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称。
特定生産緑地 (P124,126,127)	生産緑地の所有者等の意向を基に、生産緑地の指定から30年経過する前に、移行手続きを行い特定生産緑地として指定されたもの。特定生産緑地に指定されると、買い取りの申出ができる時期が、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から10年延期される。
土地区画整理事業 (P15,23,24,29,36,39,125)	良好な市街地の形成と快適な居住環境の創出を目的に、街路、公園、水路などの都市基盤を整備し、居住環境・都市環境の改善を図る事業。区域内の土地を交換・分合（換地という）し、公共施設用地を皆で出し合うこと（減歩という）により道路・公園などを整備して、良好な環境の市街地として整備する。草加市では、氷川町、新田西部、手代、谷塚仲町などで実施されている。

は行

保存樹林・保存樹木・保存生垣 (P124,126)	都市のみどりの価値を認識し、市民の健康で快適な生活環境をつくることを目的に、草加市みどりの条例に基づき指定された、保護に当たっている樹林、樹木、生垣のこと。指定を受けると、市と所有者で協定を交わし、樹木等の保存に努め、やむを得ず伐採などを行う場合は、届出が必要となる。
プレイスメイキング (P134)	公共施設等を活用した居心地の良い空間づくりを通して、都市生活を豊かなものとし、そこから生まれるにぎわいや魅力がまちの価値を高めるという考え。

ま行

マンセル表色系 (P89,90)	米国の画家マンセルが考案した色の表示システム。色相・明度・彩度に従い、赤・黄・緑・青・紫色およびその中間色の計10色を基準にして組み立てたもの。
みどり (P17,124,「景観づくりの方針」内など)	公園・広場、街路樹、農地、河川・水路沿いの水辺の緑地のほか、公共施設や民有地の花や緑（建物の緑化スペースや住宅地の生垣・庭等）などを総称するもの。

名勝（国指定） (P15,19,31,33,40, 96,115,126,138)	景観が優れ、芸術的価値や学術的価値などが高いとして文化庁が文化財保護法に基づき指定した場所。
--	--

や行

屋敷林 (「景観づくりの方針」 内など)	防風、防火のため屋敷の周囲にめぐらされた樹林のこと。
-----------------------------------	----------------------------

ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力差などにかかわらず、できる限り幅広い多くの人に対応しようという考えと、そうした考え方にに基づき工夫された用具・建物などのデザイン。
-------------------	---

ら行・わ行

リノベーション (P33,56,57,59,134, 136,138,151,173)	既存建物に修繕・改造などを施すことにより、その機能を向上し価値を高めること。リフォームがクロスの張替えなど小規模な修繕にも使われるのに対し、壁の位置を変えるなどより大規模な改修を行う場合に使われることが多い。
--	--

緑地協定	都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。地域の方々の協力で、まちを良好な環境にすることができる。協定には全員協定と一人協定の2つの種類がある。
-------------	--

ワークショップ (P128,129,165, 170など)	地域に関わる多様な人々が参加し、まちづくりの課題を解決するために、協働作業を通じて計画づくりやものづくりを進めていく方法。
--	---